

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市を含む米沢公共職業安定所管内の有効求人倍率は、令和3年6月以降1倍を超え、令和5年3月の時点でも1.45と、高い状況が続いている。

一方、令和2年の国勢調査によると、当市の人口は30,420人で、昭和60年の37,176人をピークに減少が続いている。また、労働力人口は16,831人で、昭和60年の24,277人をピークに減少が続いており、今後も減り続けるものと予想される。

このような状況から、中小企業の人材不足が顕在化している。当市が市内の企業を対象に実施した令和4年度労働雇用実態調査（調査基準日 令和4年7月1日現在）によると、規模の大小を問わず、人員の採用に苦慮していることがうかがえ、人材の不足感があるとする企業は全体の70.7%であった。

人口減少は数字にも表れているが、平成26年、当市は日本創生会議の提言により消滅可能性都市とされた。つまり、子どもを産む中心的な年齢層である「20～39歳の女性人口」が流出し、人口減少が止まらないため、自治体の機能を維持することが難しく、将来消滅する可能性が高いとされた。

人口減少対策は喫緊の課題であり、雇用の側面からの対策も必要になる。流出を抑えるためには雇用の場を確保するとともに、女性が働きやすい環境づくりという観点も忘れてはならない。

当市の産業別職業人口の割合は、第1次産業が9.4%、第2次産業が31.8%、第3次産業が58.8%であり、山形県の平均（第1次産業8.8%、第2次産業28.7%、第3次産業62.6%）と大きい差はみられない（令和2年国勢調査）。一見、特色がないようにも思えるが、一部の産業に偏ることなくバランスがとれた配分であると考えられる。

分類ごとの分布をみると、地理的な理由により存在しない「漁業」及び、採石は行われているものの事業所としては消滅した「鉱業、採石業、砂利採取業」を除くと、産業大分類にカテゴリー化された全ての産業が営まれている（令和3年経済センサス活動調査）。

産業別従事者数が最も多い業種は「製造業」（3,314人・24.9%）であり、次いで「卸・小売業」（2,367人・17.8%）、「医療、福祉」（2,174人・16.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」（1,152人・8.7%）と続く（令和3年経済センサス活動調査）。

以上から、業種の多様性が当市の特徴ということが出来る。これらは当市が、それぞれに特色がある赤湯町、宮内町、和郷村の2町1村が合併して発足していることや、国道13号、113号及び奥羽本線が交差する交通の要衝として人材、物資が行き交う地に位置していることとも関係があると考えられる。

業種の多様性は、地域経済全体としてみた場合には、景気の変動を吸収し、その他状況の変化に対しても強みを持つ。また、新たな産業が興される土壌も醸成される。さらには、職業選択の幅を確保することで、求職者にとっても魅力的になりうるものである。

当市に主たる事業所を置く884社（法人番号公表サイト）については、大部分が中小企業がであり、就業者の大部分は中小企業に雇用されている。中小企業が抱える課題である人材不足対策とともに、生産性向上のための対策も同時に進めなければならない。

（2）目標

上記の課題に対応するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人材不足に直面する企業は、経営を継続するとともに、一部の企業では事業を拡大し、雇用の場を確保することが期待できる。また、市が進める企業誘致政策、U I J ターン就職の促進及び新たに若者を呼び込むなどの施策と合わせて、新規雇用の創出、人口流出の抑制及び人口減少速度の緩和を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1（1）に示したとおり製造業、卸・小売業及びサービス業は、市内の従業者数が多く、求職者の受け皿となりやすい業種であることから、人口減少対策のため、対象とすべき業種である。

また、建設業は、豪雪地帯であり冬期間の除雪従事者を必要とする当市にとって、欠くことができない産業である。

さらに、その他の従事者が比較的少ない業種であっても、製造業及びサービス業の企業との取引等、相互に関連しながら当市の活性化を支えており、当市を特徴づける業種となっている。

以上により、当市の交通の要衝としての機能を活かし、産業の多様性を今後も維持し続けるためには、業種を限定せず広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効

果も希薄であるため、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他社に供給し、売電収入を得るための設備であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

前述のとおり、当市は2町1村が合併して発足していることもあり、現在でも各地区の産業構造にはそれぞれに特色がある。

赤湯地区は古くからの温泉を抱える観光地であり、旅館、飲食店等のサービス業のほか、地元で収穫されるブドウを原料にしたワインを製造する6つのワイナリーも営まれている。中川地区には、配電盤を製造する上場企業を中心に、関連企業や同種の企業が密集する。宮内・漆山地区は、製糸業から発展した製造業が多く、地域内には工業団地も抱えている。梨郷地区は農業を基幹産業とするが、同地区内にも工業団地が造成されている。その他の地区においても、農業又は林業を基幹産業としながら、製造業者も点在する。

当市は各地区が相互に関連性を持ちつつ、それぞれに影響を与えながら地域経済全体として発展してきたことに鑑み、各地区の特色を尊重しながら産業の多様性を維持するために、市内の全ての地区を対象とする。

(2) 対象業種・事業

南陽市の産業は製造業、卸・小売業及びサービス業をはじめ、多様性に富んでおり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で多くの事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画で対象とする業種は、全事業・全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、下記例示のとおり多様な事業が想定される。したがって、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

想定される事業の例は以下のとおり。

- ・先端設備を導入し、生産ラインに組み入れることで、柔軟な人員配置が可能になる。その結果、生産時間が短縮し、生産量が増加する。
- ・燃料費が経費の多くを占める事業者が先端設備を導入することで、燃料費の軽減を図る。
- ・男性従業員しか使用できなかった機械（フォークリフト等）の更新の際、女性でも使用できる先端的な機械を導入することで、工程に女性従業員も組み入れることができ、生産性が向上する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月21日から令和7年6月20日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

申請があった先端設備等導入計画について、その認定の可否を判断するにあたっては、以下の事項を考慮するものとする。

- ①人員削減を目的とした先端設備等の導入ではないなど、雇用の安定に配慮するものであること。
- ②先端設備等を導入する事業が公序良俗に反する取組でなく、申請者が反社会的勢力との関係が認められるものでないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものであること。
- ③申請者が市町村税を滞納していないなど、納税の円滑化及び公平性に配慮するものであること。